平成２９年（フ）第５８０号
大阪府岸和田市田治米町250番地　府営住宅25棟409号
債務者　白石　千春
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５８６号
大阪府岸和田市加守町３丁目５番13号グレース加守201号
債務者　北岡あゆみ
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５８７号
大阪府泉佐野市上町３丁目４番14―402号
債務者　三好　浩史
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５８９号
大阪府和泉市鶴山台２丁目１番２―1015号、前住所大阪府堺市南区茶山台２丁３番12―205号
債務者　藤田　智美（旧姓吉崎）
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５９１号
大阪府和泉市伯太町５丁目24番23号
債務者　大橋　千春
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５９４号
大阪府泉佐野市新安松３丁目１番８―237号
債務者　立和名清美
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５９５号
大阪府泉南郡熊取町大久保北３丁目346番地の13
債務者　松本　幸代
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６００号
大阪府阪南市尾崎町５丁目38番３号、住民票上の住所大阪府泉南市信達市場2738番地の112
債務者　田垣内千珠（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
北海道登別市幌別町８丁目９番地２幌別東団地74Ｒ２―106
債務者　堀　　美幸
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第３４５号
岩手県滝沢市大崎94番地232　雇用促進住宅１棟503号
債務者　大山久美子
1　決定年月日時　平成29年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１７３号
群馬県邑楽郡邑楽町大字石打891番地３　メゾン石打203、前住所群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2613番地２
債務者　髙山　聡子（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成29年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１６号
和歌山県御坊市岩内４番地３、前住所奈良県香芝市畑３丁目829番地　ライフインサンヨー二上　305号
債務者　藤井奈緒美
1　決定年月日時　平成29年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで　和歌山地方裁判所御坊支部

平成２９年（フ）第２７８号
香川県高松市国分寺町新居3092番地
債務者　三嶋　利文
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２９１号
香川県綾歌郡綾川町小野甲1100番地11
債務者　北山　美紅
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５２９８号
大阪府八尾市上之島町南３丁目98番地　ウェストリバー山本105号
債務者　宮本　悦子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３７０号
大阪市北区天神橋１丁目20番16号　サンウィング南森町　701号室
債務者　吉本　雅美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４００号
大阪市平野区喜連西４丁目６番71―606号
債務者　森本　由美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部